

藤沢市立学校適正規模・適正配置 第1期実施計画 【概要版】 【令和6年度～令和10年度】

藤沢市教育委員会では、現在、次代を担う子どもたちにとってより良い教育環境を整えるため、市立学校の適正規模・適正配置に向けた取組を進めているところです。

令和4年3月に策定した「藤沢市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針」に基づき、今回、適正規模・適正配置に係る取組の具体的な手法と学校名を明記した「藤沢市立学校適正規模・適正配置第1期実施計画」を作成しました。



教育委員会が学校適正規模・適正配置の取組でめざすもの

目的：～未来を生きる子どもたちのために～より良い教育環境の整備
目標：「適正規模」（小中学校ともに12～24学級）とする

第1章 児童生徒数推計による学級数の推移

令和4年度にまとめられた藤沢市将来人口推計によると、本市の総人口は2035年（令和17年）にピークとなり、その後、緩やかに減少に転じる見込みとなっています。

第1期実施計画では、児童生徒数推計及び藤沢市将来人口推計を基礎資料として、2022年（令和4年）5月1日時点の児童生徒の実数に変化率を乗じて学級数（普通学級）の推移及び学校規模を推計しています。

第2章 第1期実施計画の考え方

【学校規模】

小学校学級数	中学校学級数	状態
1～5学級	1～2学級	過小規模
6～11学級	3～11学級	小規模
12～24学級	12～24学級	適正規模
25～30学級	25～30学級	大規模
31学級～	31学級～	過大規模

第1期実施計画における取組の優先度

区分	優先度	
過小規模校・過大規模校	解消に向けて検討	高
小規模校		低
大規模校	推移を注視	

【通学距離】

	通学距離（片道）
小学校	2 km以内
中学校	3 km以内

【通学区域】

- ・通学距離（時間）、通学の安全性を考慮する
- ・境界を明確にするため、幹線道路、鉄道、河川、町丁目等で分ける
- ・自治会・町内会の区域を分断しないように考慮する
- ・13地区の行政区割について考慮する
- ・就学指定校までの通学距離が小学校でおおむね2km、中学校でおおむね3kmの範囲を超える場合には、状況に応じた通学手段を柔軟に検討する

第3章 具体的な取組

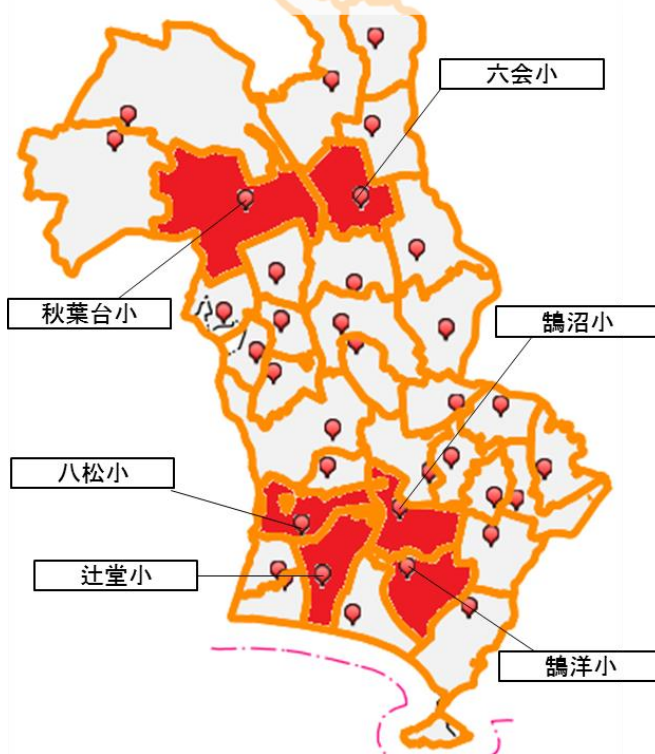
より良い教育環境の確保に向けて第1期実施計画では、児童生徒数推計において2040年(令和22年)の時点で31学級以上の過大規模校の解消を第一優先とします。

学校の新設、時限的な分校の設置、通学区域の見直しなど様々な手法により検討しました。その結果、総合評価の最も優れていた通学区域の見直しを行うことを前提として考えることとします。

また、藤沢市将来人口推計・児童生徒数推計及び社会情勢を見極める必要があることから、第1期実施計画の取組期間は令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

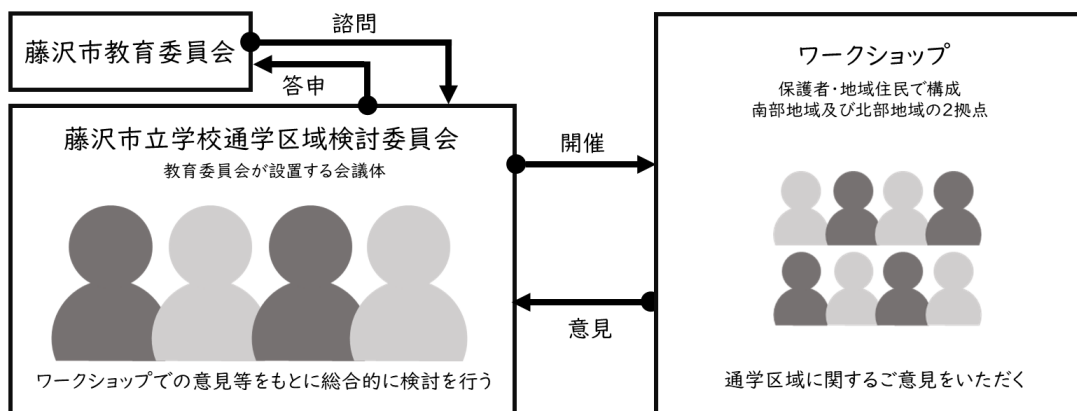
2040年(令和22年)時点の 学校規模	検討対象校	取組対象校	具体的な手法	取組期間
過大規模校	鵜沼小学校	鵜沼小学校	通学区域の見直し	令和6年度～ 令和10年度
	六会小学校	六会小学校		
	辻堂小学校	辻堂小学校		
	鵜洋小学校	鵜洋小学校		
	八松小学校	八松小学校		
	秋葉台小学校	第2期実施計画以降で対応を検討 (市内北部地域の複数のまちづくり事業の進捗及び次回 の藤沢市将来人口推計を見て検討)		

【過大規模校位置図】(小学校の位置及び現在の小学校区)



取組対象校	鵜沼小学校	六会小学校	辻堂小学校	鵜洋小学校	八松小学校
通学区域が 接している 学校	藤沢小学校	秋葉台小学校	鵜沼小学校	鵜沼小学校	明治小学校
	本町小学校	富士見台小学校	鵜洋小学校	辻堂小学校	鵜沼小学校
	辻堂小学校	湘南台小学校	八松小学校	片瀬小学校	辻堂小学校
	鵜洋小学校	亀井野小学校	高砂小学校	鵜南小学校	高砂小学校
	大道小学校	天神小学校	鵜南小学校	新林小学校	羽鳥小学校
	八松小学校		浜見小学校		
	羽鳥小学校				
	新林小学校				

【第1期実施計画策定後の取組】



ア 通学区検討委員会の設置

学識経験者、学校教職員及び関係団体の代表者で構成する通学区検討委員会を新たに設置し、諮問します。

イ ワークショップの開催及び構成

南部の取組対象校（鶴沼小学校・辻堂小学校・鶴洋小学校・八松小学校）が属する地区を中心としたエリアで南部ワークショップを開催し、北部の取組対象校（六会小学校）が属する地区を中心としたエリアで北部ワークショップを開催します。

ワークショップは、各地区内の関係団体の代表者をはじめとし、保護者や地域住民で構成します。



ウ ワークショップの協議内容

ワークショップでは、通学区区域について各地区の実情に応じて意見を出し合うとともに、地区間の調整が必要な場合は、他地区の考えや意見を把握し、話し合う機会を設けます。また、新たな通学区区域への移行が円滑に進むよう、通学区の見直しの際に考慮しなければならない諸事項についても意見を伺います。

エ 通学区検討委員会とワークショップの役割

ワークショップの意見は適宜、通学区検討委員会へ報告し、通学区検討委員会はワークショップの進捗を管理するとともに、ワークショップ内で異なる意見が出された際は、必要に応じて意見の調整を行います。

オ 新たな通学区の決定

通学区検討委員会はワークショップでの意見等をもとに通学区の設定の案を答申します。

教育委員会は通学区検討委員会の案に基づき、新たな通学区を決定します。



新たな通学区域決定後の取組

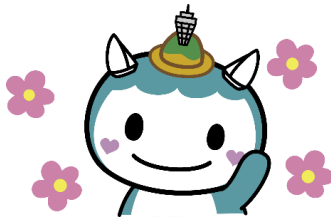
新たな通学区域の決定後は、教育委員会と学校が連携・調整し、各方面へ周知をしっかりと行ったうえで、変更を実施します。



【今後のスケジュール】

取組内容	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年
	R6	R7	R8	R9	R10
「藤沢市立学校 通学区域検討委員会」 による検討	★通学区域検討委員会の設置				
	①通学区域検討委員会による検討及び 南部・北部ワークショップの開催 (最長3年)				
	②通学区域変更の周知（新たな通 学区域決定次第開始。周知期間は 通学区域検討委員会で協議）				
	③新たな通学区域の導入 (導入の方法は通学区域検討 委員会で協議)				

第1期実施計画の全文はこちらからご覧ください。



藤沢市立学校適正規模・適正配置第1期実施計画

発行年月 2024年(令和6年)4月
発行 藤沢市教育委員会
編集 教育部 教育総務課

